

第2章

やすらぐ

『元気であたたかいまち』

2-1 健康意識を高め健康寿命の延伸を図ります

2-2 保健・医療・介護・福祉の総合的連携を進めます

2-3 いきいきと暮らせるよう介護予防を推進します

2-4 みんなで支え合う社会保障の充実を図ります

2-5 市民同士が助け合う地域福祉を推進します

2-6 生きがいと安心を重視した高齢者福祉を推進します

2-7 障がい者福祉の充実を図ります

2-8 生活困窮者等の自立に向けた支援を推進します



基本 施策 2-1

健康意識を高め健康寿命の延伸を図ります

現状と課題



生涯を通じて心身ともに健康な期間を長く保つため、乳幼児期からの健康づくりや生活習慣病の発症及び重症化の予防は重要な課題となっています。

そのために、市民が楽しくかつ自主的に継続した健康づくりを実践できる環境のさらなる充実が不可欠であり、上山型温泉クアオルト事業等を活用し、予防に重点を置いた総合的な健康づくりを推進する必要があります。

また、心と身体の健康づくりを継続していくためには、地域社会全体で支援していく環境が重要であり、地域組織等様々な関係団体が地域づくりや環境整備の両面から健康づくりを支援し、推進していく必要があります。

方 針

- 1 ライフステージごとに生涯を通じた心身の健康づくりを推進します。
- 2 地域全体で取り組む健康づくりを支援します。

施策2-1-1

生涯を通じた健康づくりの推進

目 標

1 ライフステージごとの生涯健康づくりの推進と生活習慣病の発症予防

ライフステージに即した健康づくりを推進し、生涯を通じて心身ともに健康でいる期間を長く保ちます。生活習慣の見直しや運動習慣を身につけることにより、生活習慣病の発症予防やフレイル^{※1}の予防を図ります。

2 疾病の早期発見、早期治療の促進及び重症化の予防

各種健（検）診の受診率向上と保健指導及び相談を通して、疾病の早期発見、早期治療を促します。また、生活習慣の改善や予防接種等を推進し、症状の進行や合併症等による重症化を予防します。

目 標 値

指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定健診受診者でBMI ^{※2} が25以上の方の割合	26% (平成31年3月時点)	25%	24%	23%	22%
特定健診受診者でメタボリックシンドロームや予備群判定者の特定保健指導 ^{※3} 実施率	65% (平成31年3月時点)	69%	70%	70%	71%

目標値の説明

指標	説明
特定健診受診者でBMIが25以上の方の割合	市民の健康づくりを支援し、BMIの数値を25未満に下げることにより、生活習慣病が予防され、生涯を通じて健康な方が多くなることにつながります。
特定健診受診者でメタボリックシンドロームや予備群判定者の特定保健指導実施率	特定保健指導該当者に対して、確実に指導を受けるように促し実施率を上げることにより、生活習慣の改善や疾病予防につながります。

※1 フレイルとは、健康な状態と日常生活でサポートが必要な介護状態の中間とされ、加齢により心身が老い衰えた状態のこと。

※2 BMIとは、体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)のこと。18.5以上25未満は「標準体重」、25以上は「肥満」、18.5未満は「やせ」のこと（日本肥満学会 肥満度分類）。

※3 特定保健指導とは、特定健康診査後に、メタボリックシンドロームのリスク数に応じて生活習慣の改善が必要な方に行われる保健指導のこと。

施策2-1-2 健康づくりを支援する環境整備

目 標

1 市民主体の地域で取り組む健康づくりへの支援と環境整備

健康づくりがより身近になり、日常生活の中で取り組めるよう、公民館活動等との連携をさらに強め、各地区での健康教室や介護予防事業の実施等、地域の健康づくりを推進していきます。また、百歳体操等、公民館や地区のサロンで行われる市民主体の健康づくりに向けた取組も支援していきます。

健康づくりを支援する環境整備については、クアオルト健康ウォーキングを年間を通して開催するほか、新たな健康ポイント事業を展開する等、気軽に健康づくりに取り組める環境を整備します。また、個人の体力レベルに応じた健康づくりを進めるため、クアオルト健康ウォーキングコースの整備等により多様な運動の場の提供を図り、健康増進から介護予防まで生涯を通じて切れ目のない総合的な健康づくりを展開します。

目 標 値

指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
健康づくり教室等※1の参加者数	20,930人 (平成31年3月時点)	24,500人	25,000人	25,500人	26,000人

目標値の説明

指標	説明
健康づくり教室等の参加者数	市民ニーズにあった健康づくり事業を提供することにより、公民館、保健センターで実施している健康づくり教室等の参加者数の増加につながります。当該指標は、市民が気軽に健康づくりに取り組める環境充実の指数となります。

※1 健康づくり教室等とは、転倒予防教室「ころばねず体操教室」、介護予防運動・口腔・栄養教室「しゃきっと健康教室」、口腔機能向上事業「クアオルト歯つらつクラブ」、めんごりあ子育て講話、保育園巡回相談、歯科健康教育、健康相談（定期開催）、かみのやま健康マイレージ（健康ポイント事業）、食生活改善推進員地区栄養教室、食育出前講座、地域ゲートキーパー養成講習会、自殺予防普及啓発、健康増進重点地区事業、百歳体操、クアオルト健康ウォーキング（市民の参加者のみ）のこと。



現状と課題

本市は、高齢化の進行に伴い、介護や医療を必要とする人が増加しています。障がい者の生活や子育て、自殺対策等においても、多面的な支援が必要です。住み慣れた地域で安心して生活するには、生涯を通して多様な生活の問題や健康問題に対応できるよう、保健・医療・介護・福祉等の関係者が、今後さらに連携を強化することが重要です。

医療体制においては、安心して医療が受けられるよう、へき地診療や平日夜間・休日診療等を整備してきましたが、今後、災害時における連携等についても関係機関と調整していく必要があります。

方 針

- 1 生涯安心して地域で生活できるよう、保健・医療・介護・福祉の連携を強化し、包括的なケア体制の充実と医療体制等の連携調整を推進します。

施策2-2-1 関係機関との連携による地域保健体制の充実

目 標

1 関係機関との連携強化

様々な生活問題や健康問題に対応するためには、多面的な関わりが不可欠となります。妊娠期から高齢期まで生涯を通して市民が地域で安心して生活できるよう、包括的な連携体制の充実を図っていきます。また、障がい者支援や母子保健、疾病予防や介護の問題における連携や対応に加え、自殺対策や災害時においても新たに連携体制を構築します。

目 標 値

指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自殺死亡率※1 (人口10万対)	22.7人 (平成30年時点)	21.3人	20.4人	19.5人	18.6人

目標値の説明

指標	説明
自殺死亡率 (人口10万対)	地域保健体制の充実を図ることで自殺死亡率が低下します。自殺の原因は複合的であるため、包括的な連携体制が充実することにより、市民が安心して生活できる状態につながります。

※1 県の平成30年における自殺死亡率は18.2人

現状と課題

3 すべての人に
健康と福祉を11 住み続けられる
まちづくりを

高齢化が進み、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯、認知症の方も増加しており、住み慣れた地域で安心して生活できるような仕組みづくりが必要になっています。

また、要介護認定者も増加しており、介護状態にならずに健康で暮らせるよう、介護予防事業及び認知症施策を推進するとともに、互いに支え合う地域づくりを進めていくことが必要になっています。

方 針

- 1 介護予防事業及び認知症施策の推進、地域支え合い活動を充実します。



施策2-3-1 地域支援事業の充実

目 標

1 予防事業の展開

様々な担い手による多様化した介護予防サービスを提供する介護予防・日常生活支援総合事業を展開し、介護認定者数の伸びをおさえます。

2 地域支え合い活動の充実

閉じこもり防止等のため地域で実施するサロン※₁活動を支援するとともに、生活支援コーディネーターと連携し、通路除雪やごみ出し等の簡易な生活支援が地域での支え合いのもと行われるような仕組みづくりを進めます。

3 認知症施策の展開

認知症地域支援推進員と連携し、認知症サポーターの養成や徘徊高齢者声掛け模擬訓練を実施し、認知症について地域での理解を深める取組を進めます。

目 標 値

指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要介護認定者の伸び率	3.1% (平成31年3月時点)	3.1%	3.1%	3.1%	3.0%
生活支援サポーター新規活動者数	—	10人	10人	10人	10人
認知症サポーターのうち、新規ボランティア活動者数	—	10人	10人	10人	10人

目標値の説明

指標	説明
要介護認定者の伸び率	要介護の認定を受けた方の前年度からの伸びを示しており、予防事業を実施することで要介護認定者の伸びを抑えられるようになり、健康寿命延伸の実現につながります。
生活支援サポーター新規活動者数	在宅で過ごしている方のゴミ出し等の生活をサポートしてくれる方を養成することで、新規活動者が増加することにより、地域支え合い活動の充実につながります。
認知症サポーターのうち、新規ボランティア活動者数	介護施設等でボランティアとして活動してくれる方を養成することにより、新規ボランティア活動者の増加につながり、認知症についての地域での理解が深まります。

※1 サロンとは、地域で地区民等が運営する高齢者の交流・集いの場のこと。

基本 施策 2-4 みんなで支え合う社会保障の充実を図ります

現状と課題



高齢化社会が一段と進行するなかで、社会保障制度のさらなる充実が求められています。

平成20年度より後期高齢者医療制度が始まり、国民健康保険は、制度の安定化を図るため平成30年度より運営主体が県へ移行しましたが、それぞれの運営の一層の健全化が求められており、県内でも高い水準にある医療費の適正化とともに、効果的な保健事業により市民の疾病予防、健康増進を図っていく必要があります。

また、国民年金事務については、日本年金機構による窓口の集約が進む中で、市町村は市民にとって最も身近な相談窓口としての役割を求められています。公的年金は市民の老後生活における公助の柱であり、将来の確実な年金受給のために国民年金保険制度の周知を推進する必要があります。

方 針

- 1 予防に重点をおいた保健事業を実施することで、市民の自発的な健康づくりをサポートし、医療費の適正化を図ります。
- 2 将来の経済基盤である年金の確保のため、来庁時の情報提供等を細やかにし、国民年金保険料収納率の向上を図ります。

施策2-4-1

国民健康保険等の充実

目 標

1 効果的な保健事業の実施

医療費や特定健診等データ分析に基づき、効果的な保健事業を実施し、健康づくりや疾病予防を市民に周知し、医療費の抑制を図ります。

また、国民健康保険における特定健康診査や後期高齢者医療における健康診査の受診率向上を図るため、わかりやすい受診勧奨通知や自己負担の無料化を行います。

2 ジェネリック医薬品利用率の向上

ジェネリック医薬品の利用を促進することで、市民の自己負担の軽減及び医療費の抑制を図ります。また、利用率向上のため、ジェネリック利用差額通知等の啓発を行います。

目 標 値

指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定健康診査受診率	48% <small>(平成31年3月時点)</small>	53%	55%	57%	60%
ジェネリック医薬品利用率	77% <small>(平成31年3月時点)</small>	80%	80%	80%	80%

目標値の説明

指標	説明
特定健康診査受診率	40歳から74歳までの国保被保険者が対象である特定健康診査の受診率が向上することで、病気が早期発見され、医療費の抑制につながります。
ジェネリック医薬品利用率	ジェネリック医薬品の普及に積極的に取り組み、国が目標に設定している80%の利用率を達成することにより、医療費の抑制につながります。

施策2-4-2 国民年金制度の推進

目 標

1 国民年金制度の周知と収納率の向上

市報・ホームページの活用と年金事務所との連携により国民年金制度の周知に努めます。また、窓口での適切な納付方法や減免制度の情報提供により、国民年金保険料の収納率向上を図ります。

目 標 値

指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
国民年金保険料収納率	78.0% <small>(平成31年3月時点)</small>	79.5%	81.0%	81.5%	82.0%

目標値の説明

指標	説明
国民年金保険料収納率	国民年金制度の周知及び減免申請サポートを行い、収納率の向上が進むことにより、将来生活の経済基盤確保につながります。

現状と課題



高齢化や心身の障がい等により、様々な困難を抱えている人が増加しています。そのような人々が安心して生活を営むには、行政サービスのほかにも市民活動や地域の助け合いによる様々な支援が必要です。

しかし、核家族化の進行や価値観の多様化等により、地域のつながりが希薄となっているため、自然な形で行われていた子どもや高齢者の見守りができなくなったり、助け合いを担う地域組織や団体が弱体化する傾向が顕著になっています。

一方では、地域社会の変化に対応した隣組の再編や見守り体制を構築している地区が生まれており、市民の福祉活動に対する関心も高まっている傾向があります。

このような動きが市全体に広まり、市民の福祉活動に結び付けるには、世代間の交流を活発にするとともに地域の福祉課題を明確にして、どのように解決していくかを話し合い、実践することが大切です。

このため、地域福祉の推進役となる社会福祉協議会、民生児童委員、福祉関係団体等の活動を充実させ、連携を強化することが必要です。

方針

- 1 市民による多様な地域福祉活動が実践されるよう、福祉に対する理解を高めながら関係団体の連携を強化します。

施策2-5-1 地域で支え合う福祉の充実

目 標

1 助け合い活動の推進

社会福祉協議会の活動に対する支援を通じて、身近な福祉課題解決に向けた地区福祉会議の開催や、福祉ボランティアの育成等により、市民の助け合い活動を推進します。

2 民生児童委員の円滑な活動を支援する体制づくり

研修会等を開催し、民生児童委員の知識を高めるとともに、活動を市民に周知することで、行政と住民のつなぎ役である民生児童委員の、円滑な活動を支援する体制づくりを進めます。

3 福祉関係団体の連携強化と福祉意識の向上

福祉大会、ボランティアフェスタ、戦没者追悼式等を通して、社会福祉協議会、身体障がい者福祉協会、福祉施設等と連携を強化し、市民の福祉に関する意識を高めます。

目 標 値

指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉ボランティア団体数	24団体 (平成31年3月時点)	25団体	25団体	26団体	26団体
民生児童委員の充足率	97% (令和元年9月時点)	100%	100%	100%	100%
福祉関係大会の参加者数	800人 (平成31年3月時点)	810人	820人	830人	840人

目標値の説明

指標	説明
福祉ボランティア団体数	ボランティア活動に取り組む団体が増えることにより、地域の助け合い活動の推進につながります。
民生児童委員の充足率	民生児童委員の充足率が100%になることにより、地区における見守り、声かけ等の支援活動が市内の全地区で推進されることにつながります。
福祉関係大会の参加者数	福祉関係大会を広報・周知のうえ恒常的に開催することにより、福祉関係大会の参加者数の増加につながります。当該指標は、福祉活動に関する意識向上の指数となります。



基本施策 2-6 生きがいと安心を重視した高齢者福祉を推進します

現状と課題



元気な高齢者は、体力に合わせて働ける場や生きがいのための活動の場を求めています。

一方、高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯が増加することにより、引きこもりがちになって孤立したり、消費者被害に遭いやすくなったり、徘徊等で行方不明事案や事故が増加する危険性が高まっています。

こうしたことから、高齢者が自らの経験や知識を活用できる場や地域活動に参加し、活躍できる場の創設が求められています。また、生涯住み慣れた地域で安全・安心に暮らしていくために、高齢者の権利擁護や孤独・孤立感を解消する仕組みづくりが重要になっています。

方 針

- 1 元気な高齢者が、自分の知識や技術を活かしながら生きがいを持って活動・交流できる場を充実させます。
- 2 ひとり暮らし高齢者等の孤独・孤立感を緩和し、安全・安心に暮らせる社会を実現します。

施策2-6-1

高齢者の生きがいづくり

目 標

1 社会参加の促進

高齢者が交流し生きがいを持って活動できるように、常設高齢者サロンを継続するとともに、老人クラブの活動支援を行い高齢者の社会参加を促進します。

2 生きがい就労^{※1}とボランティア活動の促進

生きがい就労やボランティア活動を促進することにより高齢者の知識や経験を活かせる場を増やします。

目 標 値

指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
まじゃれの参加者数	9,175人 (平成31年3月時点)	9,100人	9,200人	9,300人	9,400人
シルバー人材センターの 会員数	283人 (平成31年3月時点)	290人	295人	300人	305人

目標値の説明

指標	説明
まじゃれの参加者数	二日町プラザ2階で開所している常設高齢者サロンを継続し、周知を行うことにより、年間延参加者数の増加につながります。当該指標は、高齢者の社会参加促進の指数となります。
シルバー人材センターの 会員数	シルバー人材センターの事業及び活動を支援することにより、シルバー人材センター会員数の増加につながります。当該指標は、高齢者の知識や経験を活かすことができる生きがい就労促進の指標となります。

※1 生きがい就労とは、高齢者が生きがいを持つために体調や体力に合わせて自分の知識や趣味などを活かしながら働くこと。

施策2-6-2 高齢者の安全・安心な暮らしの確保

目 標

1 高齢者の孤独・孤立感の緩和

安心見守りサービス事業等の実施により、高齢者の孤独・孤立感を緩和するとともに、地域でのつながりを保ちながら、安全・安心に生活できる支援を継続して、関係機関や協力企業等による高齢者等の見守りネットワーク作りを進めます。

目 標 値

指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
安心見守りサービスの利用世帯数	37世帯 <small>(令和元年9月時点)</small>	44世帯	46世帯	48世帯	50世帯

目標値の説明

指標	説明
安心見守りサービスの利用世帯数	安心見守りサービスを実施することにより、見守りが必要な高齢者の孤独・孤立感が緩和され、安全・安心な暮らしの確保につながります。

現状と課題



本市の障がい者数は、年々増加しています。また、障がい者が福祉サービスを利用する際には、本人の相談に応じながらサービス利用のための計画策定や情報提供を行う必要がありますが、相談支援機関のマンパワーが不足しています。

また、市内には、障がい者のグループホーム、児童発達支援事業所等の施設整備が徐々に進んでいます。

このような背景を踏まえて、相談支援体制を強化して障がい者のニーズを把握し、適切なサービス利用を提案することが求められています。

障がい者が様々な活動に参加し、地域の一員として自立して生活していることを実感するためには、地域総合支援協議会や福祉団体と連携して、障がい者及びその家族に対する市民の理解を高めていくことが求められています。

方 針

- 1 一人ひとりの障がいに応じた福祉サービス提供体制を充実します。
- 2 障がい者の社会参加と自立を促進するために、障がいに対する市民の理解を深める「心のバリアフリー化」を進めます。

施策2-7-1 障がい福祉サービスにおける相談支援の充実

目 標

1 相談支援体制の充実

障がい者が自立した生活を実現するため、障がい福祉サービス事業所や障がい福祉関係機関で構成される地域総合支援協議会の活動を推進しながら、地域における相談支援体制を充実させます。

目 標 値

指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい福祉サービス利用者の割合	15% (令和元年8月時点)	15%	16%	16%	17%

目標値の説明

指標	説明
障がい福祉サービス利用者の割合	障がい福祉サービス利用者数の割合が増加することにより、自立した安心な暮らしができる状態につながります。

施策2-7-2

障がい者の社会参加と障がい者理解の促進

目 標

1 障がい者の社会参加と自立の支援

障がい者が社会参加しやすい環境づくりを進めるとともに、障がい者就労支援施設等を利用することにより、自立に向けた支援を推進します。

2 共生社会を推進するための普及啓発

地域総合支援協議会と連携して、市民の障がい者福祉についての理解を深めるための広報・啓発活動を推進して、共に生きる地域づくりを目指します。

目 標 値

指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい者就労支援施設等利用者の割合	28% <small>(令和元年8月時点)</small>	28%	29%	29%	30%
地域総合支援協議会による啓発事業参加者数	154人 <small>(平成31年3月時点)</small>	150人	150人	150人	150人

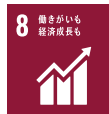
目標値の説明

指標	説明
障がい者就労支援施設等利用者の割合	障がい者が社会参加しやすい環境づくりを支援し、障がい者就労支援施設等利用者の割合が増加することにより、障がい者の社会参加と自立生活の実現につながります。
地域総合支援協議会による啓発事業参加者数	地域総合支援協議会へ支援し、啓発事業参加者数が増加することにより、障がい者福祉への理解が進み、共生社会の実現につながります。

基本
施策 2-8

生活困窮者等の自立に向けた支援を推進します

現状と課題



本市では、生活保護に至る可能性が高い、経済的に不安定な生活を送っている生活困窮者世帯が増加しており、その多くは引きこもり、失業、病気、多重債務、家庭不和等の複合的な問題を抱えています。

また、生活保護受給者数も増加が続いており、これまで高い割合を占めていた高齢者に加えて、15歳から64歳までの稼働年齢層※1の受給者数も増加している一方、生活保護から自立する世帯数は低迷しています。

生活困窮者を早期発見し、抱えている問題が深刻化する前に解決策を講じる必要があります。複合的な問題に対応し、個々人の状況に応じた支援ができる相談体制の充実や支援策の強化が求められており、制度の周知に加え、地域の支援体制づくりが課題となっています。

生活保護受給世帯が自立するためには、就労意欲が低下したり、求職活動を実施していない稼働年齢層の就労支援の強化が課題です。

方 針

- 1 生活保護に至る前の段階で引きこもり、失業、病気、多重債務等複合的な問題を抱える人たちの相談支援体制の充実を図ります。また、生活保護受給者への自立に向けた就労支援等を実施します。

※1 稼働年齢層とは、就労して生活費を得ることのできる年齢層で、日本の場合は「生産年齢人口」と同じ15歳（義務教育修了者）から65歳（高齢者）未満までのこと。

施策2-8-1

生活困窮者等の社会参加と就労支援を推進する体制の充実

目 標

1 生活困窮者等の早期把握と継続的な支援

民生児童委員、関係機関等との連携を強化し、地域における生活困窮者の早期把握に努め、一人ひとりの状況に応じた適切な支援を計画的、継続的に行います。

また、生活保護受給者の稼働能力把握、就労指導等の支援を実施するとともに、公共職業安定所との連携を推進します。

目 標 値

指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
稼働収入増による自立世帯数の割合	4% <small>(平成31年3月時点)</small>	5%	6%	7%	8%

目標値の説明

指標	説明
稼働収入増による自立世帯数の割合	生活保護受給者の稼働能力の把握、就労指導等の支援をすることにより、稼働収入が増加し、自立世帯数の割合の増加につながります。